

判例研究

〔商法 四二〇〕

株主総会が本店所在地又は隣接地以外で開催され、議長が議決権の行使を一部認めず、反対票を賛成票とした瑕疵が重大ではないとして株主総会決議取消請求が裁判所の裁量棄却により棄却された事例

（東京高裁平成八年二月一〇日第二民事部判決）

〔判示事項〕

本件各決議の議決に際しては、控訴人 X_2 の株式につき法定代理人による議決権行使を無視し、かえって、これを賛成票に加算したこと、及び、同 X_1 の株式につき出席株式数に加え、かつ、これを賛成票に加算したことは、決議の方法が法令に違反したものとわなければならない（本件各決議の瑕疵に関する控訴人らの主張は、以上の瑕疵に関する主張を包含するものと解される。）

しかし、前記の事実関係を総合すると、右の瑕疵は、重大なものではなく、かつ決議の結果に影響を及ぼさなかつ

たものと認めるのが相当であるから、結局、本件各決議を取り消すべき事由とはならないものというべきである（商法二五一条）。

〔参照条文〕 商法二五一条・二三九条・二五一条・三四三条

〔事実〕

X_1 及び X_2 は、株式会社 Y_2 の株式各八〇〇株を有することの確認を求める訴えをこれを争う祖父である Y_1 （ Y_2 の代表

者) に対して提起した。また、右 X₁ のほか、Y₁ の子である X₃、Y₁ の妻である X₄ は、平成四年一月に開催された Y₂ の臨時株主総会の決議 (定款変更及び取締役選任) の取消の訴えを提起した。X₁ が決議取消の原因として主張したのは、Y₂ の本店所在地が当時、東京都台東区内にあったのに、株主総会がその営業場所である埼玉県春日部市内で開催されたのは商法二三三条に反するものであること、X₁ 及び X₂ の反対票を賛成票に加えたことであつた。

第一審は、両訴訟を併合審理した結果、X₁ 及び X₂ 名義の株式は Y₁ に帰属するとして右 X₁ 兩名の原告適格を否定して訴えを却下し、X₃ 及び X₄ の株主総会決議取消請求を棄却した。

そこで、X₁ は、贈与を主張し、Y₂ の本店所在地が当時、東京都台東区内にあつたのに、株主総会がその営業場所である埼玉県春日部市内で開催されたのは商法 233 条に反するものであること、X₁ 及び X₂ の反対票を賛成票に加えたことをもとに、二五一条により棄却すべき場合に該当しないとして、決議の取消を求め、控訴した。

(判旨)

(一) 控訴人 X₁、同 X₂ の当事者適格について

控訴人 X₁、同 X₂ は被控訴会社の株主であるから本件各決議の取消を求める本訴につき、当事者適格を肯定すべきである。

(二) 本件総会の招集場所と本件各決議の効力について
株主総会は、定款の別段の定めがある場合を除くほか、本店の所在地またはこれに隣接する地に招集することを要する (商法二三三条) ものであるところ、被控訴会社の定款に別段の定めがあることについての主張・立証はなく、本件総会が右場所に該当しない被控訴会社肩書地に招集されたことは前記のとおりであるから、本件各決議は、本件総会招集の手續に同条項に違反する瑕疵があつたものといふべきである。

しかしながら、本店所在地に移転する登記手續がなされなかつた理由は前記認定のとおりであつて、肩書地が長年被控訴会社の営業の本拠として機能していたことは、全ての株主において十分認識できていたものと推認できること、現に、本件総会には、代理人を含む株主が困難なく出席したことなどの事実を総合すると、右の瑕疵は、重大なものではなく、かつ、決議の結果に影響を及ぼさなかつたものと認められるから、本件各決議を取り消すべき事由とならないといふべきである (商法二五一条)。

(3) 本件各決議の有効性

被控訴会社においては、本件各決議は委任状により被控訴人Y₁に議決権行使を委ねたものを含めて株主12名全員（二万株）が出席した本件総会において、控訴人X₄（八〇〇株）及び同X₃（一〇〇〇株）の反対以外の全員八二〇〇株の賛成多数によつて議決されたもの（控訴人X₁及びX₂名義の合計一六〇〇株は、被控訴人Y₁が自己の所有株式として権利行使した。）としていることは明らかである。

しかしながら、前記認定の通り、被控訴人Y₁は、控訴人X₁及びX₂に対し、各八〇〇株ずつを贈与していたものであるから、右の被控訴会社の取扱いは妥当とはいえない。むしろ、前記の事実関係によれば、控訴人X₂の八〇〇株については、Z（共同親権者X₃とともに）が法定代理人として出席し、本件各決議について反対したものと認めるべきであり、同X₁の八〇〇株については、被控訴人Y₁において議決権を行使すべき権限を有していたということではできず、また、控訴人X₃が委任状を議長である被控訴人Y₁に提出したのは、各決議が終了した後であり、当該委任状に基づく議決権の代理行使が主張されたものとはいえないから、結局、当該株主の代理人は本件総会に出席しなかったものとして取り扱うのが相当といふべきである。

そうすると、本件総会に出席した株主の株式総数は九二〇〇株となるところ、本件各決議は、控訴人X₄（八〇〇株）、同X₃（一〇〇〇株）及び同X₂（八〇〇株）の三名の反対（合計二六〇〇株）を除く六六〇〇株の賛成を得たものということになる。そして、定款変更決議の議決には、商法三四三条所定の特別決議の要件を充たすことを要するものであるところ、右六六〇〇株の賛成は、出席株主の株数九二〇〇株の三分の二以上の多数に相当するものであることが明らかであるから、本件定款変更決議の議決に十分な賛成数といふことができる。また、取締役選任は、通常決議事項であるから、右数値は本件取締役選任決議の議決にも十分なものである。

〔研究〕

一 本件は、株式の帰属につきその確認請求をなし、更に、定款に定めがないのに、本店所在地またはこれに隣接する地以外の被控訴会社の肩書地でなされた臨時株主総会における定款変更及び取締役選任決議の取消が請求された事案である。本評釈においては、X₁及びX₂がY₁から株式の贈与を受けたことをもとに、定款に定めがないのに、本店所在地またはこれに隣接する地以外の被控訴会社の肩書地でな

された臨時株主総会についてと、定款変更及び取締役選任決議の取消請求について、さらに代理人による議決権代理行使について検討していくことにする。

二 まず、株主総会の招集地と決議の瑕疵との関係である。すなわち、商法二二三条は、「本店所在地又ハ之ニ隣接スル地」に株主総会を招集する必要があるとしている。これは、昭和一三年商法改正において、招集地についての解釈上の疑義を避けるとともに、取締役による恣意的な招集地の選定を防ぎ、株主の總會出席の便宜を図るために、新設されたものである（佐藤等「株主總會の招集地（一）」民事研修三〇六号（昭和五七年）一一八頁、前田重行「二二三条」上柳克郎他『新版注釈会社法（5）株式会社社の機関（1）』（平成七年）八七頁、早川勝「二二三条」基本法コンメンタール会社法1「第六版』（平成一〇年）二七一頁）。それ故、株主總會の招集に際しては、本店所在地またはその隣接地以外の地で、定款の別段の定めがないにもかかわらず、總會を開催した場合は、当該總會はその招集手続に瑕疵を有することになり、そこでなされた決議は決議取消事由を帯びることになる（前田重行「二二三条」上柳克郎他『新版注釈会社法（5）株式会社社の機関（1）』（平成七年）八八頁）。

本件では、株式会社Y₂の定款に別段の定めがないにもかかわらず、当該株主總會は本店所在地またはこれに隣接する地に該当しないY₂の肩書地に招集された。すなわち、埼玉県春日部市内の本店所在地またはこれに隣接する地で臨時株主總會は開催されていないのであるから、本件總會における各決議は、本件總會招集の手続に二二三条に違反する瑕疵があったといえよう。この点、本件判旨でも「株主總會は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、本店の所在地又はこれに隣接する地に招集することを要する（商法二二三条）ものであるところ、被控訴会社の定款に別段の定めがあることについての主張・立証はなく、本件總會が右場所に該当しない被控訴会社肩書地に招集されたことは前記のとおりであるから、本件各決議は、本件總會招集の手続に同条項に違反する瑕疵があったものというべきである。」としている。

まず問題は、本件のような事情が商法二二一条のいう裁量棄却事由となるかどうかである。現行法の裁量棄却の規定は、昭和五六年の商法改正で新設されたものである。昭和一三年改正による旧商法二二一条は、裁判所の裁量権が自由かつ公汎に過ぎるなどの批判を受けて、昭和二五年の商法改正により削除された。しかし同条の削除後も、決議

取消事由がある場合でも合理的な範囲において請求を棄却できるか否かをめぐって解釈が対立していた。判例では、瑕疵が決議の結果に影響を及ぼすか否かを基準にしたもの（最判昭和三〇年一〇月二〇日、最判昭和三十七年八月三〇日、最判昭和四十二年九月二八日、最判昭和五十五年六月二六日）、瑕疵が軽微か否かを基準としたもの（最判昭和三十一年一月一日）、その双方を基準としたもの（最判昭和四十四年一月一八日、最判昭和四十六年三月一八日）、などがある（岩原紳作「二五一条」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法（五）株式会社の機関（一）』三七三頁以下参照）。判例や学説が一致していた点は、「瑕疵が軽微でかつそれが決議の結果に影響を及ぼさないと認められる限り、裁判所は決議取消請求を棄却できる」ということである。こうした判例や学説をもとに、特に最判昭和四十六年三月一八日の判決をもとに現行法の二五一条が設けられたという（稲葉威雄『改正会社法』（昭和五七年）一八〇頁。他に、竹内昭夫『改正会社法解説（新版）』（昭和五八年）一三四頁、北沢正啓『改正株式会社法解説（新版）』（昭和五七年）六四頁、青竹正一「違法決議の是正と裁量棄却」上柳克郎ほか編『会社法演習Ⅱ』（昭和五八年）九七頁、元木伸『改正商法逐条解説（改訂増補版）』（昭和五

八年）一一一～一二頁など）。その最判昭和四十六年の判決は、「株主総会招集の手続またはその決議の方法に性質、程度から見て重大な瑕疵がある場合には、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められるようなときでも、裁判所は、決議取消の請求を認容すべきであって、……重大な瑕疵がある場合にまで、単にその瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと理由のみをもって、決議取消の請求を棄却し、その決議をなお有効なものとして存続せしめることは、株主総会招集の手続またはその決議の方法を厳格に規制して株主総会の適正な運営を確保し、もって、株主及び会社の利益を保護しようとしている商法の規定の趣旨を没却することになる」、としていた。

では、いかなる場合に招集地と決議の瑕疵との関係で、裁量棄却となるかである。本件では、「本店所在地に移転する登記手続がなされなかった理由は前記認定のとおりであって、肩書地が長年被控訴会社の営業の本拠として機能していたことは、全ての株主において十分認識できていたものと推認できること、現に、本件総会には、代理人を含む株主が困難なく出席したことなどの事実を総合すると、右の瑕疵は、重大なものではなく、かつ、決議の結果に影響を及ぼさなかったものと認められるから、本件各決議を

取り消すべき事由とならないというべきである（商法二五一条）としている。控訴審は、①株主の認識と、②総会出席の可能性という点を総合して、判断を下しているようである。

招集地と決議の瑕疵との関係で裁量棄却した最初の判例としては、最判平成五年九月九日の判決がある。この判決では、東京都で株主総会を開催することを希望する株主がいたため、その後は一〇年以上にわたって東京都内を招集地とする株主総会が開催されてきたが、株主から異議が出たことはなかったとはいえず、違反事実が重大でないともいえないし、決議に影響をおよぼす可能性があるとして、二五一条の規定により棄却することができないとした。すなわち、東京で株主総会を開催することで、逆に総会出席が不便になる株主もいたところから株主総会招集地の違法の瑕疵は重大でないとはいえず、また株主が全国に存することからその違反が決議に影響を及ぼさなかったともいいがたいとして総会の決議の取消しを認めた。この判例は、本件の判決とはまったく逆の結論に達している。すなわち、最高裁判平成五年判決は、一〇年以上にわたって株主からクレームがでなかったとはいえず、総会出席が不便になる株主がいたところから違反事実が重大でないともいえないし、

決議に影響をおよぼす可能性があるとして、二五一条の規定により棄却することができないとしている。しかし、本件は、株主が十分認識しており、更に代理人を含む株主が困難なく出席したことなどの事実を総合し、瑕疵が重大なものではなく、かつ、決議の結果に影響を及ぼさなかったものとしている。すなわち、本件においては、商法二二三一条の趣旨の一つである取締役による恣意的な招集地の選定を防ぐという点では、登記の関係で本店所在地又は隣接地で株主総会を開けなかったのであるから、取締役による恣意的な招集地の選定はなかったといえるであろう。また、商法二二三一条のもう一つの趣旨は、株主の総会出席の便宜を図るといえる点である。この点、学説においては、この法令違反によってどれだけの株主・株式数が出席の機会が奪われたのかは重要であるという（居林次雄「最一小判平成五年九月九日評釈」金融・商事判例九四一号（平成六年）四二頁、尾崎安央「適法な招集地に招集しなかった株主總會決議の違法性と裁量棄却の可否（最一小判平成五年九月九日）」法律のひろば四七巻一一号（平成六年）五〇頁、西尾信一「少数手続に違法がある株主總會の決議の取消請求を商法二五一条の規定により棄却することができない」とされた事例」手形研究四九二号（平成六年）四九頁、山下

友信「株主総会の招集地に関する違法と商法二五一条」ジュリスト一〇三号（平成八年）一四七頁。同旨、居林次雄「招集手続に違法がある株主総会の決議の取消請求を商法二五一条の規定により棄却することができないとされた事例」金融・商事判例九四一条（平成六年）四三頁。しかし、本件においては、代理人を含む株主が困難なく出席したということであるなら、総会出席の機会は確保されていたと考えられるであろう（ただし、本件判旨では、肩書が長年被控訴会社の営業の本拠として機能していたことは、全ての株主において十分認識できていたものと推認できることとしているが、本控訴審の判決文では詳しく検討されていないので、不明である）。

以上のように考えるならば、商法二三三条に違反する瑕疵があったとはいえ、同条の趣旨からすると、その「瑕疵は、重大なものではなく、かつ、決議の結果に影響を及ぼさなかったものと認められるから、本件各決議を取り消すべき事由とならないというべきである（商法二五一条）」としている判決は、妥当であったといえるであろう。

三次に、代理人による議決権行使についてである。X₂については、「Zが、本件総会に來場し、控訴人X₂の戸籍抄本を示して、同控訴人の法定代理人親権者としての資格で

本件総会に出席することを求めたところ、非控訴人Y₁は、この要求を拒否することなく入場を認めた」という。他方X₁については、「議決が終了した後、控訴人X₃が、被控訴人Y₁に対し、予め用意してきた控訴人X₁及びX₂の作成名義の委任状を提出したが、被控訴人Y₁から、右委任状には受任者等の記載がないとの不備を指摘されると、それ以上は控訴人X₁らの代理人として権利主張をすることはなかった。」という。決議については、結局「控訴人X₁及び同X₂名義の合計一六〇〇株は、被控訴人Y₁が自己の所有株式として権利行使した」という。ここで問題となるのは、法定代理人による議決権行使と認められるかどうかである。

まず、Zは「戸籍抄本を示して、同控訴人の法定代理人親権者としての資格で本件総会に出席することを求めた」という。株主総会における議決権の行使は株主自身よってなされるのを本則とするが、代理人によって行使することが認められている（商二三九条二項）。この場合、代理人は總會ごとに代理権を証する書面を会社に提出しなければならぬ（商二三九条二項但書・三項）。Zは株主總會の会場に来て、入場する前に、X₂の戸籍抄本を示して、X₂の法定代理人親権者としての資格で總會に出席することを求めている。これは商法二三九条二項及び三項にしたがっ

た方法によるので、Z による X₂ の議決権代理行使は認められなければならない。それ故、本件において各決議の議決に際して、その議決権行使を認めなかったのは誤りであり、決議の方法が法令に違反したものと見える。

次に、X₁ の取り扱いである。「被控訴人 Y₁ から、右委任状には受認者等の記載がないとの不備を指摘されると、それ以上は、控訴人 X₁ らの代理人としての権利主張をすることはなかつた」としている。しかし、本件判決においても述べているとおり、「同(控訴人——筆者注) X₁ の八〇〇株については、被控訴人 Y₁ において議決権を行使すべき権限を有していたものということはできず、また、控訴人 X₃ が委任状を議長である被控訴人 Y₁ に提出したのは、各決議の議決が終了した後であり、当該委任状に基づく議決権の代理行使が主張されたものとはいえないから、結局、当該株主の代理人は本件総会に出席しなかつたものとして取り扱うのが相当というべきである」として、すなわち、控訴人 X₃ が委任状を提出したのは総会終了後である。代理行為が成立するためには、代理人としての行為すなわち本人に行為の効果を帰属させる意思が相手方に表示されることが必要である(顕名主義)。本来は、株主総会前にその意思を表示しなければならない。このことから、本件のよう

に、総会終了後に委任状に基づく議決権の行使の主張が認められないのは当然である。この点について本件判決は、妥当である。

ちなみに、本件においては、委任状の受任者欄不備という点もあつたようだが、そもそも無能力者である株主の法定代理人は委任状の提出が必要かどうかという議論がある。多くの学説は、無能力者の法定代理人が議決権を行使する場合には適用がないとしている(石井照久『商法 1 (2)』三五八頁、松田二郎・鈴木忠一『条解株式会社法』(昭和二六年)二五八頁、大森忠夫「株主の議決権の代理行使」法学教室 1 号(昭和三六年)一二〇頁、米津昭子「議決権の代理行使」法学研究四五卷二号(昭和四七年)二一七頁注(6)、新谷勝「議決権代理行使論再考(上)」商事法務七三五号(昭和五一年)七二頁、菱田政宏「二三九条」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫『新版注釈会社法(5)』株式会社機関(1)』(平成七年)一九三頁。また、委任状の提出は必要ではないとするものに、南隅昇「株主の議決権行使(昭和四九年)一〇二頁、高島正夫『新版会社法』(平成三年)一四二頁、北沢正啓『会社法(第四版)』(平成六年)二九八頁、宮島司『会社法概説(第二版)』(平成二二年)一九六頁。さらに、代理人を株主に限る旨の制限の適

用がないとするものに、大隅健一郎・今井宏『新版会社法論・中巻Ⅰ』（昭和五八年）四八頁、今井宏『株主総会の理論』（昭和六二年）五六頁、河本一郎『現代株式会社法（新訂第八版）』（平成一年）三三八頁、弥永真生『議決権の代理行使と書面投票』法学セミナー（平成一〇年）八八頁）。その理由として、法定代理人が法律上、本人に代わって行為しうる一般的な地位を有するからで、議決権行使についての代理権も、その一般的権限の中に含まれているからであり、かかる者は、商法二三九条三項但書の適用外だとする。そして、昭和二五年の商法改正で新たに追加された商法二三九条四項では、「前項ノ代理権ノ授与ハ總會ニ之ヲ為スコトヲ要ス」と規定されたことにより、總會毎に授与され得る代理権として、ここでは任意代理権を考えられているとする（商法二三九条四項に「代理権ノ授与」の表現があることはその一つの根拠であるとする（米津昭子「議決権の代理行使」法学研究四五巻二号（昭和四七年）二一七頁注（6））。

反対に、「議決権ヲ証スル書面」に関する規定は明治32年の新商法において新設されたが、立法準備段階において、条文案書の文言が「委任状」からわざわざ「代理権ヲ証スル書面」へと変更され、その理由としてこの規定は法定代

理人の場合も適用があるので、「委任状」となっていては不完全である旨が指摘されていたこと、及び議決方法の適正を担保することを目的に「議決権ヲ証スル書面」の備置制度（商法二三九条五項）、公示制度（同条六項）が定められたが、事前に会社に届け出されていない法定代理権や代表権などに基づいて議決権を行使する場合にも、その権限を証する書面を備え置かせ、公示させることが制度目的に合致するなどの理由から、法定代人を含めた議決権代理行使理論を展開する意見もある（加藤修『議決権代理行使の研究』（昭和五七年）六五頁以下、同『議決権代理行使と書面投票』法学教室一三七号（平成四年）八〇頁。無能力者の法定代理人も何らかの書面により代表権・代理権を証明することを要するという見解がある（竹内昭夫「株主總會（3）議決権の代理行使」法学教室七五号（昭和六一年）四二頁。同旨、味村治「株主總會出席者の資格審査」商事法務研究一五六号（昭和四四年）七頁）。

しかし、無能力者である株主の法定代理人は委任状の提出が必要であるかという議論に対して、上記のいずれの説をとろうとも、本件においてX₃が代理人として議決権の代理行使をしようとするなば、株主總會前にその意思を相手方に表示することが必要である。

四 以上からすると、まず、株主総会の招集地と決議の瑕

疵との関係であるが、本件においては、商法二三三条の趣

旨の一つである取締役による恣意的な招集地の選定はな

ったといえるであろう。また、商法二三三条のもう一つの

趣旨である株主の総会出席の便宜という点でも、代理人を

含む株主が困難なく出席したということであるなら、総会

出席の機会は確保されていたと考えられるであろう。それ

故、本件各決議を取り消すべき事由とはならないと考える。

また、代理人による議決権行使についてであるが、 X_2 に

ついては、 Z が戸籍抄本を示して代理人親権者としての資

格で総会に出席を求めたにもかかわらず (Y_2 会社は入場を

認めておきながら)、 Y_2 会社は不当な扱いをなした。他方、

X_1 については、 X_3 が X_1 の議決権の代理行使を求めた時点で

株主総会終了後であったので、有効な議決権代理行使とし

ては認められない。しかし、こうした点を含めて数え直し

ても、本件定款変更決議や取締役選任決議は、議決として

十分要件を充たしている。

上記の点を総合して考えると、本件における「瑕疵は、

重大なものではなく、かつ、決議の結果に影響を及ぼさな

かったものと認められるから、本件各決議を取り消すべき

事由とならないというべきである(商法二五一条)」とし

ている判決は、妥当であったといえるであろう。

池島 真策